

愛知学院大学欠席学生への学習支援の方針

愛知学院大学（以下「本学」という。）では、欠席した学生で希望する者には欠席授業時の配付資料を渡し、課題提出の締切期限等重要事項を伝達して、自学自習による学びを支援する。また、特別な事情により授業を欠席した学生に対しては、希望する者に対して以下のような学習支援を行う。

（特別な事情）

- ①本学学則第10条、第12条、第12条の2に規定している資格課程科目の実習のために、授業を欠席する場合
 - ②「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき、学生が裁判員又は裁判員候補者としての職務を果たす場合
 - ③学校保健安全法施行規則第18条に基づく感染症に罹患し、出席停止となった場合
 - ④「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」に基づき、学生が骨髄バンクのドナー候補として検査、面談、入院等を行うことによる欠席
 - ⑤配偶者及び2親等内の親族の忌引きで授業を欠席した場合
 - ⑥自然災害により授業を欠席した場合において、教務部長が特別に配慮の必要があると認めた場合
 - ⑦①から⑥までに定める事由を除くほか、教務委員会の議を経て、教務部長が特別に配慮の必要があると認めた場合
- ただし、緊急の場合は、教務部長が判断し、事後に教務委員会の承認を得るものとする。

（特別な事情で授業を欠席した学生への学習支援）

特別な事情で授業を欠席した学生に対して授業担当教員は、欠席時の授業内容の自学自習ができるように、希望する者に可能な限り以下のような学習支援をする。

- ①授業で配付した資料の提供
- ②授業範囲の確認および授業ポイントの説明、あるいは授業の動画の提供
- ③自習内容の指示
- ④欠席期間中に課題や小テスト等が実施された場合の指示 等